

## **[事案 22-74] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

平成 23 年 4 月 25 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

新契約の資金とすべく解約した契約の解約時支払額の説明に誤りがあったとして、契約無効と既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 1 月、従前から加入していた契約(従前契約)を解約した際の解約返戻金等を原資として米国通貨建ての積立利率変動型年金保険(申立契約)に加入した。その際、事前に従前契約の解約時の返戻金等について確認したところ、解約返戻金とは別に配当据置金が支払われる旨説明を受けた。しかし、実際には配当据置金は、解約返戻金として説明を受けた金額に既に内包されていたことが判明し、解約時に受け取れる金額が当初説明を受けていた金額に比べ約 27 万円も少なかった。

申立契約の加入に当たっての前提に誤りがあったので、契約を無効とし、払い込んだ保険料に利息を付して円貨で返して欲しい。

### **<保険会社の主張>**

下記のとおり、申立契約は有効に成立しており、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 従前契約の解約時の返戻金に関する募集人の説明に誤解を惹起する説明があったことは認めるが、申立人が一定の注意を払えば誤解をせずに済んだ。
- (2) 誤解を惹起した説明を起因とするさまざまな事象を関連づけて約款上の権利義務を超えた要求や結果的に誤った金額そのものを請求されたとしても、応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張は、法的には民法 95 条の錯誤による無効であると解し、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづいて、以下のとおり審理した結果、当審査会は、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、生命保険相談所規程第 45 条第 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続きを終了した。

- (1) 本件では、募集人が、募集に際し、従前契約の解約返戻金の金額について誤った説明を行った点を相手方会社が認めており、申立人は、従前契約の解約時に受け取れる金額について誤った認識をした錯誤に基づいて従前契約を解約し、申立契約に加入している。
- (2) 申立人の錯誤は、申立契約の締結に関する動機の錯誤であると考えられるが、本件では、事情聴取を行っておらず、当該動機が表示されていたか否か、仮に表示されていたとしても、当該錯誤が要素の錯誤にあたるかなどの点については、現時点で明らかではない。
- (3) 募集人が従前契約の解約返戻金の説明をする際に交付した書面の読み方について、募集人が間違った説明をしているにもかかわらず、申立人が、その説明と異なる理解をすることは困難であると言わざるをえず、その点について申立人に過失はないと考えられる。

【注】「動機の錯誤」とは、表示に対応する意思(契約をしようとする意思)はあるが、具体的な意思決定をする

際の動機あるいは過程に思い違いがあることです。裁判例は、動機が何らかの形で契約の相手方に表示されている場合には錯誤となり、さらに、当該錯誤が法律行為（契約）の要素に当たるときは意思表示が無効となるとしています。法律行為をなすに当たっての動機は、一般に表示されないことがないので、表示されない内心の動機に食い違いがあれば無効とすることは、相手方に酷だからです。